

パブリックコメントへの対応方針案について

1 パブリックコメントの実施期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月23日（月）

2 素案に対する意見の提出件数

1件（提出者数：1名）

3 意見の概要とこれに対する町の考え方

意見の概要	町の考え
<p>素案の13ページに記載されている「おとふけ障がい福祉総合プラン2021」において、「障がいのある人が自立した生活を送ることができるように、外出支援サービスの充実や公共交通機関の利用促進を図る。」とあることから、障がいのある人が買い物や通院などで安心して外出できるよう支援するため、コミュニティバスの利用を促進するサービスの実施などについて検討してほしい。</p>	<p>町といたしましても、障がいのある人が地域で生きいきとした生活を送ることができるよう、安心して利用できる交通手段の確保などによる外出支援が重要と考えており、コミュニティバスなどの公共交通機関の利用を促進する施策を推進する必要があると考えています。</p> <p>このため、基本方針3に掲げる施策⑦「公共交通の利用につながるきっかけづくり」に掲げる施策実施イメージ「買い物や通院時におけるコミュニティバスや乗合タクシーの利用を促すサービスなどを検討します」に係る1施策として、路線バスなどと同様に、コミュニティバスにおいても、障がい者手帳や障がい者手帳アプリをお持ちの方の運賃を半額にするなど、コミュニティバス等の利用を促進するサービスの実施等について、いただいたご意見を参考にしながら、今後も検討していきます。</p>

4 今回の意見への対応方針案

障がいのある人が安心して利用できる交通手段の確保は、全ての町民にとっての利便性等の向上にもつながる施策であることから、今回いただいたご意見は計画推進の際の参考意見とし、今後、コミバス運賃半額などの利用促進策に取り組みながら、利用しやすい環境づくりなどの各種施策の推進を目指していくこととする。